

高松市・庵治町合併協議会

第4回会議資料

日 時：平成16年10月22日（金）

午前10時

場 所：庵治町役場 1階 105会議室

目 次

(協 議 事 項)

協議第 5 号	財産の取扱い(協定項目第 5 号)について (第 3 回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 6 号	町名・字名の取扱い(協定項目第 1 1 号)について (第 3 回会議提案:継続協議) -----	4
協議第 7 号	慣行の取扱い(協定項目第 1 2 号)について (第 3 回会議提案:継続協議) -----	8
協議第 8 号	特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第 1 5 号) について(第 3 回会議提案:継続協議) -----	1 2
協議第 9 号	附属機関等の取扱い(協定項目第 1 7 号)について (第 3 回会議提案:継続協議) -----	1 5
協議第 1 0 号	公共的団体等の取扱い(協定項目第 1 8 号) について(第 3 回会議提案:継続協議) -----	1 8
協議第 1 1 号	使用料・手数料等の取扱い(協定項目第 2 0 号) について(第 3 回会議提案:継続協議) -----	2 1
協議第 1 2 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い (協定項目第 2 1 号)について (第 3 回会議提案:継続協議) -----	2 4
協議第 1 3 号	地方税の取扱い(協定項目第 9 号)について -----	2 7
協議第 1 4 号	条例・規則等の取扱い(協定項目第 1 4 号) について-----	3 4
協議第 1 5 号	電算システム事業(協定項目第 2 4 - 1 号)について -----	3 7
協議第 1 6 号	広聴広報事業(協定項目第 2 4 - 2 号)について -----	4 0
協議第 1 7 号	生活保護事業(協定項目第 2 4 - 7 号)について -----	4 3
協議第 1 8 号	その他の事業(情報公開制度)(協定項目第 2 4 - 2 2 号) について-----	4 6
協議第 1 9 号	その他の事業(外部監査制度)(協定項目第 2 4 - 2 2 号) について-----	4 7

(そ の 他)

建設計画作成に当たっての住民懇談会について -----	4 8
高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について -----	4 8
高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について -----	4 8

協議第 5 号（第 3 回会議提案：継続協議）

財産の取扱い（協定項目第 5 号）について

財産の取扱い（協定項目第 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 23 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 5 号	財産の取扱い
庵治町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

財産の取扱い(協定項目第5号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例

新潟市

黒崎町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の財産は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

大船渡市

三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。

ふるさと創生基金の用途については、三陸町の意味を尊重する。

つくば市

荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。

福山市

内海町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

廿日市

佐伯町及び吉和村の所有する財産については、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。

新居浜市

別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

新発田市

豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて合併後の新発田市(以下「新市」という。)に引き継ぐ。なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

財産の取扱い（協定項目第5号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、財産の取扱いについて確認した市 15市

秋田市

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。

また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

岐阜市

羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継ぐものとする。

堺市

美原町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

福山市

沼隈町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町及び外海町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて長崎市に引き継ぐものとする。

鹿児島市

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第6号（第3回会議提案：継続協議）

町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について

町名・字名の取扱い（協定項目第11号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月23日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第11号	町名・字名の取扱い
庵治町地域における町の区域及び名称は、現行のとおりとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

現 況	
高 松 市	庵 治 町
1 町 数 2 0 3 2 大字数 0 3 高松市の住所表示は、次の2種類ある。 (1) 土地の地番を使用し、「番地」と表示する町名 高松市屋島西町1234番地12 など (2) 住居表示に関する法律に基づき、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号による「番号」により表示する町名 高松市番町一丁目2番3号 など	1 町 数 1 (庵治) 2 大字数 0 3 庵治町の住所表示は、次のとおりである。 木田郡庵治町1234番地12 など (町名) 4 参考(合併後) 高松市庵治町1234番地12 (町名)
先進地域の事例(参考10市)	
<p>平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例</p> <p>新潟市 黒埼町の町字名については、黒埼町の意向を尊重する。ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。</p> <p>潮来市(つくば市、新発田市は、同様) 潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。</p> <p>大船渡市 三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。 字は、現行のとおりとする。</p> <p>新居浜市 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。</p>	

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、町名・字名の取扱いについて確認した市 11市

岐阜市

岐阜市、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の町名・字名については、各市町の意向を尊重し、現行の町名・字名と紛らわしくないように調整するものとする。

倉敷市

1 倉敷市の町名の名称は、現行どおりとする。

2 船穂町及び真備町の区域については、「浅口郡」、「吉備郡」を「倉敷市」に置き換え、現行の大字名から「大字」を表示しないこととする。

高知市

鏡村及び土佐山村の区域の新市における町名は、現在の町名の前に、それぞれ鏡、土佐山を付けた町名とする。

ただし、土佐山村土佐山については、「高知市土佐山」とする。

鹿児島市

1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。

2 5町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称について次の例により、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。

(1) 大字を町名とする。

(2) 大字の前に「吉田」、「桜島」、「喜入」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。

(3) 新たな町名とする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

参 考

地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

手続

本条の処分は、合併の日に行うものであり、手続は、次のとおりである。

高松市長の提案

高松市議会の議決

知事への届出

知事の告示

効力発生

合併の日の施行を考えれば、合併の日に高松市長が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分をせざるを得なく、同日に知事に届出、同日に告示することになる。

協議第7号（第3回会議提案：継続協議）

慣行の取扱い（協定項目第12号）について

慣行の取扱い（協定項目第12号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月23日提出



高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第12号	慣行の取扱い
1	市章	高松市の市章を用いるものとする。
2	市民憲章	高松市の市民憲章を用いるものとする。
3	都市宣言	高松市の都市宣言に統一するものとする。
4	市木及び市花	高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、庵治町の町木及び町花については、庵治地区の推奨の木及び花とする。

平成 年 月 日 確認

(資料)

慣行の取扱い(協定項目第12号)について

現		況	
高松市		庵治町	
1 市章	 <p>中央に配した「高」の字体は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられたもので、外郭の松葉は、「松市」に通わせたもの。色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したもの。 (明治27年4月27日制定)</p>	1 町章	 <p>円は、平和、人々の和をあらわし、また全体の形は庵治町の地形をかたどり、波の形に似た「ア」の部分は、三方海に囲まれた庵治の環境を示し、円の下方が少しかけているのは、町の未来への発展性を象徴する。(昭和53年4月1日制定)</p>
2 市民憲章	高松市民のねがい (昭和55年9月25日制定) 緑明るい栗林公園 瀬戸のさざ波呼ぶ屋島 わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ あすにのびゆく高松市民です 四国の中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることは わたくしたちみんなのねがいです そのために わたくしたちは誓って次のことにつとめます	2 町民憲章	なし
3 都市宣言	世界連邦都市宣言 (昭和32年11月18日宣言) 交通安全都市宣言 (昭和37年2月20日宣言) 環境美化都市宣言 (昭和54年9月19日宣言) 非核平和都市宣言 (昭和59年12月24日宣言) 人権尊重都市宣言 (平成5年3月24日宣言) 男女共同参画都市宣言 (平成9年12月18日宣言)	3 都市宣言	非核平和宣言 (昭和60年3月15日宣言) 暴力団排除宣言 (昭和61年3月26日宣言) 人権尊重の町宣言 (平成5年3月19日宣言)

4	市の木	黒松	(昭和58年1月1日制定)	4	町の木	くすのき	(昭和57年4月1日制定)
5	市の花	つつじ(さつきを含む)	(昭和58年1月1日制定)	5	町の花	あじさい	(昭和57年4月1日制定)

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、

何らかの特例措置を設けている市 6市 / 特例を設けていない市 2市 / 合併協定書に記載のない市 2市

新潟市

- 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。
- 2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- 3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。
- 4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別を実施する。
- 5 成人式は、新潟市の制度に統一する。

新居浜市

- 1 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。
- 2 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。
- 3 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。
- 4 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。
- 5 市花・市樹 新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

慣行の取扱い（協定項目第12号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、慣行の取扱いについて確認した市 15市

秋田市

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

堺市

市(町)章 堺市の市章に統一する。

都市宣言等 堺市の都市宣言等に統一する。

なお、美原町の「ゆとり宣言」については、新市で検討する。

市(町)の歌 堺市の歌に統一する。

市(町)民憲章 堺市の市民憲章に統一する。また、美原町民憲章については、美原町域の憲章として伝承していく。

なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区民憲章の制定の必要性について検討する。

市(町)の木、花木、花、鳥

堺市の木、花木、花、鳥に統一する。また、美原町の木、花については、美原町域の木、花として伝承していく。

なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区の花等の制定の必要性について検討する。

倉敷市

1 新市における憲章及び宣言は、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の町民憲章及び宣言については、各々の地区において継承していくものとする。

2 新市における「市章」、「市歌」、「市木」、「市花」、「市の鳥」については、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の歌、木、花については、各々の地区において継承していくものとする。

高知市

1 新市における紋章及び市民の木・花、市の鳥並びに市歌は、高知市のものを用いるものとする。

2 新市における憲章及び宣言等は、高知市のものを用いるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 8 号（第 3 回会議提案：継続協議）

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）について

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 23 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 15 号	特別職の職員の身分の取扱い
庵治町の特別職の職員（町長、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

現			況		
高松市			庵治町		
区分	任期	給料月額	区分	任期	給料月額
市長	平成19年5月1日	1,133,000円	町長	平成17年12月4日	772,000円
助役	平成19年9月27日	915,000円	収入役	平成19年7月31日	550,000円
	平成16年9月25日		教育長	平成17年9月30日	530,000円
収入役	平成19年9月27日	791,000円			
教育長	平成20年3月31日	745,000円			

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例

新潟市
黒埼町の特別職(三役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

潮来市
牛堀町の常勤の特別職の職員(三役及び教育長)の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、特別職の職員の身分の取扱いについて確認した市 9市

堺市

美原町の常勤の特別職の職員（教育長を含む）の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

美原町の非常勤の特別職の職員の取扱いについては、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って、協議・調整する。

松山市

1 北条市及び中島町の特別職の職員（教育長を含む）については、合併期日の前日をもって失職する。

2 各種審議会委員等の特別職の報酬額については、松山市に統一する。

高知市

鏡村及び土佐山村の常勤の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いは、3市村の長が別に協議して定めるものとする。

長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の常勤の特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、1市6町の長が別に協議して定める。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第9号（第3回会議提案：継続協議）

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月23日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第17号	附属機関等の取扱い
<p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>庵治町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「附属機関等の取扱い」が協議された市 4市

潮来市

- 1 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。
- 2 報酬については現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。

大船渡市

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自におかれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

つくば市

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、附属機関等の取扱いについて確認した市 7市

岐阜市

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等に合わせるものとする。

また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。
なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。

倉敷市

行政委員会及び附属機関については、倉敷市に統合するものとする。

ただし、船穂町及び真備町独自の附属機関の取扱い並びに行政委員会及び附属機関の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

福山市

福山市と沼隈町の両方に同種の機関がある場合

[調整方針] 沼隈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により沼隈町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。

沼隈町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合（町誌編さん委員会ほか3審議会等が該当する。）

[調整方針] 今後、各種事務事業の取扱いに関する協議とあわせて措置を検討する。

長崎市

合併に伴い廃止される香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。

なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第10号（第3回会議提案：継続協議）

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月23日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第18号	公共的団体等の取扱い
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「公共的団体等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市(呉市も同様)

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

- 1 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- 2 独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。
- 3 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

廿日市市

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。
- 3 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。

新居浜市

各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

- 1 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

新発田市

両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、公共的団体等の取扱いについて確認した市 13市

岐阜市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 独自の団体は、現行のとおりとする。

福山市

合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。

長崎市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

鹿児島市

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 11 号（第 3 回会議提案：継続協議）

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 20 号）について

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 20 号）を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 16 年 8 月 23 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 20 号	使用料・手数料等の取扱い
<p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「使用料・手数料等の取扱い」が協議された市 10市

新潟市

手数料については、新潟市の制度に統一する。使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、

- 1 黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行どおりとする。
- 2 黒埼町の屋外体育施設については無料施設と位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行どおりとする。
- 3 大野定例露天市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。
- 4 黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

潮来市

- 1 使用料については、原則として潮来市の制度に統一するものとする。ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。
- 2 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

廿日市市

- 1 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。
- 2 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。
- 3 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。
- 4 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

呉市

- 1 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- 2 手数料は、呉市の制度に統一する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、使用料・手数料等の取扱いについて確認した市 12市

秋田市

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。
ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとする。

岐阜市

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。

高知市

- 1 使用料は、原則として現行のとおりとする。
ただし、目的外使用料は、高知市に統一するものとする。
- 2 手数料は、原則として高知市に統一するものとする。
- 3 各使用料・手数料等は、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

鹿児島市

- 1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。
- 2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第12号（第3回会議提案：継続協議）

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月23日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第21号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
<p>各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

大船渡市

- 1 両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- 2 両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- 3 他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

廿日市市

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

- 1 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。
- 2 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

新発田市

両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて確認した市 11市

岐阜市

各種団体等に対する運営的補助金等については、従来の経緯・実情等に配慮し、次のとおり調整を図ることとする。

- 1 各市町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整に努めるものとする。
- 2 各市町独自の補助金については、市域全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

高知市

- 1 3市村のうち、同一又は同種の団体に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整に努めるものとする。
ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後速やかに統一するよう努める。
- 2 3市村のうち、同一又は同種の事業に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整を図るものとする。
- 3 3市村独自の団体及び事業に対する補助制度は、従来からの経緯・実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。
- 4 各補助金・交付金等は、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。

鹿児島市

- 1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 13 号

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 22 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

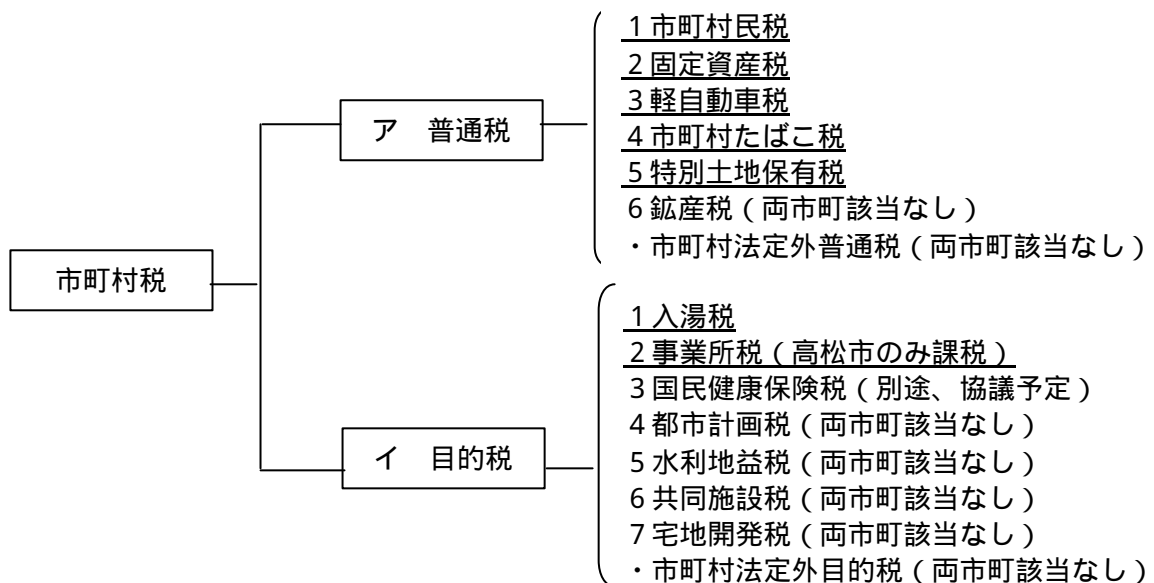
協定項目	第 9 号	地方税の取扱い
<p>地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none">1 庵治町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。 法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。 事業所税については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税を免除する。2 庵治町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準、個人市・町民税及び固定資産税の納期、固定資産税の宅地の評価方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3 庵治町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から 3 年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

地方税の概要について

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として6種類、法定目的税として7種類のほか、法定外普通税及び法定外目的税がある。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、例えば、入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として課税される。



ア 普通税

1 市町村民税

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、年額3,000円となっている。

なお、個人県民税の税率は年額1,000円である。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて11段階に分かれており、(5万円から300万円)、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

[参考]

標準税率.....地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として法定されている税率

制限税率.....地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして法定されている税率

一定税率.....地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることができないとして法定されている税率

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%となっている。

3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、車種、総排気量などに応じ、1台当たり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定となっており、1,000本につき2,977円(旧3級品については、1,000本につき1,412円)となっている。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分(土地の所有者に課するもの)と取得分(土地の取得者に課するもの)の2種類がある。

ただし、平成15年度より新規課税は凍結されている。

イ 目的税

1 入湯税

入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税する。

標準税率は、入湯客1人1日につき、150円となっている。

課税免除の対象施設[自治省通知(昭和53年4月)]

- ・市町村が、地域住民の福祉向上を目的として設置した施設
- ・日帰りで、利用料金が概ね1,000円程度の鉱泉浴場施設

2 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てることを目的として、従業者数が100人を超える事業所又は床面積が1,000㎡を超える事業所に対して課税される。

なお、一定税率(資産割は床面積1㎡につき600円、従業者割は従業者給与総額の100分の0.25)であるが、人口30万人以上の市等において課税されるもの。

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

第2項及び第3項 省略

(資料2)

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、不均一課税を行った市 8市

不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市/合併年度+3年度 4市/合併年度+5年度 1市/その他 1市

新潟市

地方税は、新潟市の制度に統一する。

ただし

- 1 住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。
- 2 入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。

廿日市市

地方税は、廿日市市の制度に統一するものとする。

福山市

地方税は、福山市の制度に統一するものとする。

ただし

- 1 個人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、均等割の税率は、福山市は2,500円/年に、新市町は2,000円/年とする。
- 2 法人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、法人税割の税率は、福山市は14.7%に、新市町は14.5%とする。ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。
- 3 都市計画税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。
- 4 事業所税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。
- 5 納税組合奨励金については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

新居浜市

地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地方税の取扱い（協定項目第9号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地方税の取扱いについて確認された市の事例

松山市

- 1 法人市町民税（均等割）については、中島町の税率を松山市及び北条市の税率に統一する。
- 2 事業所税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の30の規定により、北条市域及び中島町域において、新たに課税されることとなるが、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、課税しない。
- 3 北条市の市税前納報奨金制度及び納税奨励金制度については、北条市において、合併期日の前日までに廃止し、松山市は、この件にかかる債務を引き継がない。
- 4 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

高知市

- 1 個人住民税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 2 法人住民税は、高知市の税率に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村内の非分割法人について、平成16年度及び平成17年度に限り現行の税率とする。
- 3 固定資産税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 4 軽自動車税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。ただし、小型特殊自動車のうち農耕作業用のものは、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 5 事業所税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率を適用するものとする。
- 6 前納報奨金は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。
- 7 各税目の納期は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

地方税については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、合併特例法第10条第1項の規定により、平成16年度から平成18年度までの間に限り不均一課税とする。

なお、新たに課税される5町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。

協議第 1 4 号

条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 4 号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、条例・規則等の取扱いについて協議された市 7市

潮来市

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- 1 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- 2 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

新居浜市

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- 1 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- 2 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、条例・規則等の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

堺市

原則として堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。

高知市

条例・規則等は、高知市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

長野市

長野市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種行政制度・事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

協議第 15 号

電算システム事業（協定項目第 24 - 1 号）について

電算システム事業（協定項目第 24 - 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 22 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 1 号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼動を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、庵治町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

電算システム事業(協定項目第24-1号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、電算システム事業について協議された市 5市

潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

大船渡市

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

呉市

下蒲刈町の電算システムは、合併時に呉市の電算システムに統合し、住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

新居浜市

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに、早期に統一を図るよう調整するものとする。

野田市

住民基本台帳ネットワークシステム

ネットワークシステムは、全国共通システムのため、合併時に野田市の電算システムに関宿町のデータをコンバージョン(転換)し、運用します。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

電算システム事業（協定項目第24-1号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、電算システム事業について確認された市の事例

秋田市

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。

統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

岡崎市

1 電算システム統合の基本方針について

電算システム統合の基本方針については、合併時までに岡崎市の既存システムに統合する。

ただし、個別電算処理システムについては、関連する事務事業の調整方針に基づき調整するものとする。

2 ネットワークについて

電算システムのネットワークについては、岡崎市のネットワークシステムを基本に統合し、合併時までに調整する。

倉敷市

電算システムの取扱いについては、原則として合併時に倉敷市のシステムに統合し、統合の内容については、各事務事業の調整方針に従うものとする。

松山市

1 住民情報系システム及び内部情報系システムについては、市民サービスや事務効率の低下を招かないよう合併までに松山市の電算システムに統合する。

2 個別業務システムについては、原則、合併後、段階的に統合する。

3 住民情報系ネットワーク及び内部情報系ネットワーク等の情報基盤整備については、松山市の方式に統一する。

ただし、合併までに必要となる電気・通信工事、機器設置等にかかる経費については、3市町がそれぞれ負担する。

鹿児島市

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

協議第 16 号

広聴広報事業（協定項目第 24 - 2 号）について

広聴広報事業（協定項目第 24 - 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 22 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 2 号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>現在、庵治町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p> <p>防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

広聴広報事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、広聴広報事業について協議された市 4市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。

新発田市

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

広聴広報事業（協定項目第24-2号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、広聴広報事業について確認された市の事例

秋田市

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

岐阜市

- 1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時まで調整するものとする。
また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。
- 2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。
- 3 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。

高知市

- 1 広報事業は、高知市の制度に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村の行政無線による広報については、地域性等を勘案し、現行制度を引き継ぐものとする。
- 2 広聴事業は、高知市の制度に統一するものとする。

長崎市

広報広聴事業は、長崎市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第 17 号

生活保護事業（協定項目第 24 - 7 号）について

生活保護事業（協定項目第 24 - 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 22 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 7 号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

生活保護事業(協定項目第24-7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、生活保護事業について協議された市 6市

大船渡市

合併年度は現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用する。ただし荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

生活保護事業（協定項目第24-7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、生活保護事業について確認された市の事例

秋田市

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

長野市

生活保護関連事業については、長野市の制度に統一する。

長崎市

長崎市の制度を適用する。

鹿児島市

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

岐阜市

生活保護（法定外扶助を含む）については、岐阜市の例によるものとする。

堺市

堺市の例に合わせる

協議第 18 号

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 24 - 22 号）について

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 24 - 22 号）を次のとおり
決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 22 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 22 号	その他の事業（情報公開制度）
情報公開制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 19 号

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 24 - 22 号）について

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 24 - 22 号）を次のとおり
決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 22 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 22 号	その他の事業（外部監査制度）
外部監査制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

5 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会について

別紙 1 のとおり

(2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

別紙 2 のとおり

(3) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

ア 第 5 回会議

(ア) 日時 平成 1 6 年 月

(イ) 場所

(別紙1)

「建設計画作成に当たっての住民懇談会」について

1. 目的

今後の合併協議や庵治町地域の将来ビジョンを示すマスタープランとなる「建設計画」に反映させるため、住民相互で意見交換をする中で、現在の庵治町地域の課題や問題点を明らかにするとともに、合併によって「どのようなまちになればよいか」などをハード・ソフト両面から議論し、庵治町地域の将来像を描いていくために開催した。

2. 開催日時等

	開催日時	場所	参加者数
第1回	平成16年9月2日(木) 19:00~21:00	庵治町役場1階「105会議室」	12名
第2回	平成16年9月3日(金) 19:00~21:00	庵治町役場1階「105会議室」	18名

3. 主な意見等(一部、アンケートへの回答内容を含む)

区分	意見等
庵治町地域の役割、基本的な発展方向	美しい景観、安らぎを提供する雰囲気などは庵治町の財産であり、これら財産を生かして「いやし」の空間にしていくべき。
	高松市にはない個性を生かすこと、“ほっとできる田舎”“自然と共生できるまち”の実現が鍵になる。
	高齢者福祉や環境保全も大切だが、定住の魅力を高め、人口を増やす対策が特に重要である。
	風光明媚な自然を残すとともに、「石と魚のまち」として、石材と漁業の振興を図るべきである。
	子育てする環境を充実させるなど、若者が定住するまちを目指す必要がある。また、都市部の人を受け入れる定住施策を検討すべきである。
	高松市の中での庵治町地域の役割を明確にすべきである。“海との交流”がその基本となると考える。
環境・景観	住む人、来訪者が“ほっとできる”環境を保っていききたい。
	風光明媚な環境、自然を活かしたまちづくりを基本とすべき。
	迷惑施設を庵治町に持ってくることをないようにしてほしい。
行政全般	役場が身近な存在であり、相談しやすい環境にある。この環境が低下しないことを望む。
	行政だけに頼らず、ボランティア活動を含めた住民の自主的活動を育て、住民本位の「足腰の強いまちづくり」を進めるべきである。

	<p>行政と各自治会の代表者との話し合いの場を設けるなど、行政と住民のコミュニケーション、情報の共有が重要である。</p> <p>行政サービスの低下、特に手続きなどで本庁舎まで行かねばならない不便が懸念されるので、効果的な対応策が必要だ。</p> <p>新しい立派な施設を整備する必要はないが、既存施設は便利なので、その継続・保全を望む。また、施設の統合や複合化は慎重に検討して欲しい。</p> <p>将来的な大島青松園施設の活用も視野に入れる必要がある。アレルギー性疾患の転地療養など、離島性を活かした心と体の健康づくり拠点を考えてもよいのではないかな。</p>
健康・医療・福祉	<p>庵治町では、各自治会1名の福祉委員を中心に、手厚い地域福祉を実施してきた。この体制の維持継続を望む。また、地域福祉計画の着実な実現が課題である。</p> <p>一人暮らしの高齢者への対応の一層の充実を望む。</p> <p>世代間交流も含めて、子どもと高齢者の福祉については、一体的に進める視点が欲しい。</p> <p>「ふれあいの集い(社会福祉協議会主催)」など高齢者の交流の場を充実すべきである。</p> <p>乳幼児医療補助(15歳まで無料)、児童手当などの子育て支援のサービスの低下が懸念される。合併後もこのようなサービスを継続してほしい。</p> <p>子育て支援サービスの厚さが庵治町の特徴。子どもたちを安心して育てられる環境の継続が必要。</p> <p>夜間救急医療体制の充実を望む。また、庵治町に小児科がない。できれば総合病院が欲しい。</p> <p>スポーツも何もしない人の健康づくり対策が重要であり、工夫を求めたい。</p> <p>福祉・医療サービスの一層の充実を期待する。</p>
教育・文化・スポーツ	<p>小・中学校の統合や教員の削減がないことを望む。</p> <p>庵治町の保育所、幼稚園、小・中学校は存続すべきである。</p> <p>小学校から中学校までクラスメイトが同じでよい面もあるが、「人慣れ」していない点も問題。高松市内の学校との交流の積極化などを考えることも必要である。</p> <p>現在、小学校3年生までの学童保育を6年生までにするなど、充実できないかな。</p> <p>文化協会による文化展など、伝統行事の保存活動が継続できるよう配慮を願う。</p> <p>合併によってスポーツ、文化施設が庵治町民以外にも開放され、町民が使いにくくなることのないよう工夫が欲しい。</p> <p>スポーツへの補助金などの支援を継続してほしい。補助金が縮小された場合、住民の自主的な対策も必要となる。</p>
防災	<p>今回の台風、高潮では、屋外の防災無線放送は、激しい風雨の音にかき消されて聞こえなかった。有線の個器の全戸への普及を検討すべきではないかな。</p>

		高潮災害で防災の重要性を再確認した。施設面と地域システム面の双方で対策を強化する必要がある。
コミュニティ活動		「あじ丸」によるまちの点検活動、住民ボランティアによる城岬公園、沿道、休耕田を対象とした「花*花運動」など、住民の自主的活動が育ちつつあり、合併後もこれらを支援する仕組みの継続・発展を願う。
		休耕田を活用した体験学習の場が望まれる。これを住民主体で検討していく際、コーディネイトを担う組織、人的ネットワークの形成が大きな課題である。
		町主催のイベントの参加者が少ないが、合併後は他の市町から参加ができるよう情報発信し、多くの参加者を得て、活況になるよう検討してほしい。
産業	産業全般	漁業と石材産業を振興、活用していくための施策が重要である。
		商工会は、イベントなどを通じて地域興しにも取り組んでいる。その活動を継続させるためにも、合併後も行政の補助を継続してほしい。
	石材産業	合併によって地場産業としての石材産業振興施策の後退を懸念する声もあるが、庵治石は香川県を代表する地場産業であり、ブランド力もあるので、その点での不安はない。 むしろ、そのブランド力を生かした多面的な活用が課題だ。庵治石を使って庵治港防潮堤を整備するなど、庵治石のもつ水質保全に対する機能を活用した用途開拓が重要である。
		庵治町では、行政と事業者が協力して、基幹産業である石材振興に取り組んできた。地場産業振興のためにも、この行政の姿勢を継続してほしい。また、庵治石を全国に向け情報発信するなど、利用促進に努めるとともに、新しい用途の開発にも取り組んでほしい。
	漁業	漁業は、“自然”、“石材”、“人”と並んで庵治町の柱であり、食の魅力など、漁業を活かしたサービス化、ビジネス化を進めるべき。現状では、来訪する観光客を取り込む構造になっていない。
	農業	庵治町には、300 以上のため池があるが、老朽化しているため池もあり、改修を進めてほしい。
	観光	観光によるまちづくりのプロモーションを本格化すべきである。
庵治町の風紀や文化を守りながら、「観光のまち」を育てられないか。		
海の景観を活かした観光振興を考えていくべきである。		
庵治半島を一周する周遊ルート（道路）を整備すべきである。あわせて、休憩所等も設置できないか。		
「世界の中心で愛を叫ぶ」のロケ地として全国から人が来る。ボランティアによる「写真展」も人気だが、これと地場産業、観光を結びつけ、まちづくりに活かす工夫が不可欠である。		
「魚のまち」をPRし、観光振興を図る必要があると思うが、魚料理を提供できる店がないのが残念である。		
他の地域にはない海を活用した（ex.地引き網）宣伝に努め、山の子ども達をはじめ、親子揃っての参加などを進めてはどうか。		

交通、都市基盤、社会基盤	公共交通の整備が不可欠である。特に高齢者など交通弱者の交通手段の確保が重要である。
	コミュニティバスを鉄道ダイヤにリンクさせるなど、利用促進方策の工夫が必要。
	コミュニティバスの維持にこだわらず、相乗りタクシーなども含めた通学、通勤や高齢者の移動への補助を検討すべきではないか。
	観光振興のためにも周辺道路整備が必要。
	町外へのアクセスは、主要道路（国道11号）への出口が一つである。迂回路（複数の出口）の整備をできないか。
	クルーズを楽しむ「香るさかなの会」などの活動もあり、クルージングネットワークを支える港があればよい。生活手段としての水上交通の可能性についても検討する必要がある。 墓園の整備を進めてほしい。

4．協議会・市町への要望等

区分	内 容
情報提供	高松市の財政は危機的状況にあると聞くが、合併後は町民の負担はどのようになるのか知りたい。
計画作成	行政制度の違いの調整、建設計画の作成について長期的視野に立って考慮し、庵治の特性を生かしてますます地域の発展ができるよう期待する。
	合併直後の事柄だけではなく、合併後のずっと先を見据えて、検討し、次世代の子ども達が安心して暮らせる環境をつくってほしい。
議会	市議会に庵治町から議員を送り込めるかどうか不安がある。
まちづくり	「保健福祉センター」を利用した住民中心のまちづくりにかかわる集会などの実施が必要。

(別紙2)

合併協定項目の協議状況

平成16年10月22日現在

	高松市 塩江町	高松市 香川町	高松市 国分寺町	高松市 牟礼町	高松市 香南町	高松市 庵治町
合併協議会設置年月日	平成15年6月1日	平成15年9月1日	平成15年12月24日	平成16年2月1日	平成16年2月2日	平成16年6月1日
1.合併の方式						
2.合併の期日						
2.合併の期日(再提案)	H17.9.26					
3.(新)市の名称						
4.(新)市の事務所の位置						
5.財産の取扱い						
6.地域審議会の取扱い						
7.議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8.農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9.地方税の取扱い						
10.一般職の職員の身分の取扱い						
11.町名・字名の取扱い						
12.慣行の取扱い						
13.事務組織及び機構の取扱い						
14.条例・規則等の取扱い						
15.特別職の職員の身分の取扱い						
16.一部事務組合等の取扱い						
17.附属機関等の取扱い						
18.公共的団体等の取扱い						
19.消防団の取扱い						
20.使用料・手数料等の取扱い						
21.各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22.国民健康保険事業の取扱い						
23.介護保険事業の取扱い						
24.各種事務事業の取扱い						
1.都市提携						
2.電算システム事業						
3.広聴広報事業						
4.人権啓発事業						
5.コミュニティ施策						
6.障害者福祉事業						
7.高齢者福祉事業						
8.生活保護事業						
9.児童福祉事業						
10.その他の福祉事業						
11.保健衛生事業						
12.病院事業						
13.環境対策事業						
14.商工・観光関係事業						
15.農林水産関係事業						
16.建設関係事業						
17.交通関係事業						
18.上水道事業						
19.下水道事業						
20.消防防災関係事業						
21.学校教育事業						
22.社会教育事業						
23.文化振興事業						
24.その他の事業						
(女性政策)						
(美術館事業)						
(過疎地域の指定及び計画)						
(情報公開制度)						
(外部監査制度)						
(ケーブルテレビ事業)						
(水問題対策)						
(塩江町老人福祉センター)						
(各種スポーツイベント事業)						
(農業経営者協会)						
(契約制度)						
(集会所等設置補助事業)						
(青少年健全育成事業)						
25.建設計画		構成の報告		構成の報告	構成の報告	構成の報告

は提案済 ・ は確認済 ・ \は合併協定項目として選定していない